

陳情 第20号

受付 平成28年10月25日

付託 平成28年11月29日

取手市議会議員の質向上の努力を示すことを求める陳情

・陳情趣旨

平成28年10月1日及び15日の某新聞報道によれば取手市議会が私の提出した陳情第6号を採択した結果、議員等の都合の良い部分のみを取上げている事実を伝えている。

古代、中国の思想書には“かめで田に水を入れる老人に孔子の弟子の子貢が、つるべ井田が便利だと勧める。老人は機械は便利だがその機械を頼りにする心が生まれ、人間は素朴さを失い、精神の制御が不安定になる”とある通り、議員等の慢心と心の緩みは仲間内でしか通用しない言動につながっている。

現在、在籍する取手市議会議員等の内、9名が本年1月26日、午前10時に実施された公職選挙法第105条に定める当選人としての身分を公にする公文書である当選証書授与式に欠席した者や議会運営上必要性の高い議会運営委員会委員でありながら平成27年度政務活動費を犯罪行為により不正使用した事実が発覚、委員を辞任した飯島市議、更に同委員会委員で、これもまた自身の個人報告会を優先し、午後の同委員会を早退欠席したことが問題となり、飯島市議と同様辞任した細谷市議がいる事実、このように明るみに出た事実からも極めて、取手市議会議員の質の低さは議員自ら有権者や市民に示している。にもかかわらず、私が提出した陳情第6号の一部のみを引用するが同陳情は上記に示した議員等も含む、全議員賛成により採択した事実の上にたち質の向上を怠ったり、極めて、許しがたい形で報酬や政務活動費（政活費＝せいかつひ＝生活費）を引上げる手続きなど言語道断である。全国的に議会議員等の意識や姿勢が問われているこの時期に同陳情の陳情事項4項目の内、第3項目の“報酬と政活費に必要な経費を見直し質の向上を図ること”と示す前段部分のみについて議員等が議論した事実がある。議論の端緒は質の高い人が引上げる議論をすることは拒否しないが質の低い取手市議会議員が含まれている以上優先順位は質の向上をさせた上に議論の入口があること忘れていませんか諸君。議員の質について議員1人ひとり胸に手を当て、有権者や市民に胸をはっている今の姿勢がはずかしくありませんか。同陳情は今の報酬を議員たちの力量の低さのところまで引き下げ、更に政活費の廃止をした上で各議員がそれぞれ意識や姿勢、そして慢心と心の緩みに気づき守れる条例・規則を定め、その上で質の向上が有権者や市民に見える形を整え、値上げや支給を検討することを同陳情に示す陳情事項第3項目であることを夢々忘れてはこまることを申し伝え議員諸君に又も苦言を申し上げ陳情するものである。

・陳情事項

1. 陳情第6号は陳情事項全4項目共、議員の質向上を求めているものであり、採択した議会の責任として議員の質向上に努めること。
2. 議員報酬は現在の議員等の質の低さまで引下げること。
3. 政務活動費は即廃止すること。

以上、陳情する。個人情報について公開することを可とする。

平成28年10月25日

陳情者

住所 取手市米ノ井 126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿